

2022年2月2日(水)

琉球新報(2) 新沖振法 8日閣議決定

自民総務会了承

保存先:22

新沖振法 8日閣議決定 自民総務会了承

【東京】自民党は1日、党本部で総務会(福田達夫会長)を開き、2022年度以降の新たな沖繩振興の根拠法となる沖繩振興特別措置法(沖振法)改正案について正式決定した。法案は8日に閣議

決定の見込みで、現行法の期限となる3月末までの成立を目指す。

総務会に示されたのは、沖振法や跡地利用特別措置法、沖繩振興開発金融公庫法など沖繩関係法案の改正案。1月の沖

繩振興調査会(小淵優子会長)と内閣合同第一部会の合同会議を経て、総務会で出席議員の全会一致で了承された。

沖振法改正案では、法期限の10年延長と5年以内の見直し付則が加えられ、「地域・特区制度」「離島・北部地域の振興」など複数の施策を努力義務とする条文が新設される。公庫法では、沖繩公庫の設置期間の10年延長や、駐留軍用地返還跡地の開発事業に対する資金

貸し付け条件の拡充などが盛り込まれる。

沖繩振興調査会事務局長の宮崎政久衆院議員によると、出席議員からは努力義務とされた「北部振興」について、「医療の確保」の必要性について意見が上がった。宮崎氏は「基幹病院の整備を念頭にした意見だった。法律の条文に盛り込まれる以上、党としてしっかりやるべきだという趣旨だった」と説明した。

(安里洋輔)